

令和7年度 学童クラブ利用申請 第一・第二がある学童クラブについて

日頃より、学童クラブの運営にご理解、ご協力ありがとうございます。令和7年度の学童クラブの利用申請について、所管課より連絡がありましたのでお知らせをいたします。

以下所管課からのお話です。

今年度から第一・第二がある学童クラブについては、1つの希望枠で選んでもらい、延長希望のある方を、延長実施クラブに入室させていくこととなっています。

例) 二寺小に通っている児童 A の場合

延長希望あり

第一希望：墨田児童会館学童クラブ二寺分室・二寺第二分室（第一のみ延長実施）

第二希望：墨田児童会館学童クラブ・第二学童クラブ（第一のみ延長実施）

第三希望：墨田児童会館学童クラブ旧向島中分室（延長実施なし）

A さんを振り分ける際に、二寺分室の枠が埋まり、二寺第二分室の枠は空いている場合は、二寺第二分室ではなく、延長実施している墨田児童会館学童クラブに振り分けます。延長実施のクラブに空きがない場合は、希望順に二寺第二→墨田本館第二→旧向島中分室の順番で空いているクラブに入室になります。

また、今年度は、墨田児童会館学童クラブの延長利用枠に余裕がある場合は、第二学童クラブ利用者でも延長利用可とする運用をしていますが、次年度は実施できるか未定となっております。

申請説明会などでは、第二学童クラブに在籍になっても早朝夜間の延長、土曜日それぞれの枠で定員（墨田児童会館なら90名、二寺分室なら50名）を越えなければ、利用をできるとお伝えしていましたが、申請方法の見直しをした際に、上記のような形にしたとご連絡が所管課より入りました。すでに申請をしている方もいらっしゃる中、混乱をさせてしまいますが、今の段階で決まっていることをお知らせさせていただきました。未定の部分についても、決まり次第お伝えをします。お問い合わせなどがあれば、子育て政策課（03-5608-6195）までお願いいたします。